

平成24年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

3月15日（木曜日）

平成24年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成24年3月15日（木曜日）

議事日程 第2号

平成24年3月15日（木曜日）午後零時58分開議

- 日程第 1 同意第 1号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 同意第 2号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 8号 甘楽町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9号 甘楽町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第10号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第11号 甘楽町長、副町長及び教育長の給与の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第12号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第13号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第14号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第15号 甘楽町農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第16号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第17号 甘楽町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第18号 甘楽町国峰簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第19号 甘楽町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第20号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第16 議案第21号 甘楽ふるさと農園の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第22号 甘楽町第5次総合計画基本構想について
- 日程第18 議案第23号 平成24年度甘楽町一般会計予算

- 日程第19 議案第24号 平成24年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成24年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成24年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 平成24年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 平成24年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第30号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議第1号 甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)について
- 日程第27 発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書(案)の提出について
- 日程第28 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第29 議員派遣の件について
- 日程第30 一般質問 第1番 山崎澄子(特別支援学校について)
- 第2番 佐俣勝彦(白倉浄水場について)
- 第3番 長岡敬一(楽山園は完成、次の町おこしの課題は?)
- 第4番 山田邦彦(ロタウイルスワクチン予防接種補助について)
- 第5番 山田邦彦(バイオマス活用について)
- 第6番 山田邦彦(浅間堤公園の隣接地に「道の駅・観光案内所」の設置を)
- 第7番 江原榮和(総合福祉センターのキラッとかんらへの取組みについて)
- 第8番 柳澤清次(小幡八幡神社拝殿の天井画の一般公開を願う)
- 第9番 中里芳久(町長選挙への決意表明について)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	教育長	柴山豊君
会計管理者（会計課長）	飯塚章君	総務課長	斎藤誠君
企画課長	新井貞行君	健康課長	中野哲也君
住民課長	三木さゆみ君	振興課長	三木純一君
水道課長	山田勇君	教育課長	山田隆史君
農業委員会事務局長	佐藤芳雄君		

事務局職員出席者

事務局長	松本一雄	書記	石井和子
------	------	----	------

○開 議

午後零時58分開議

◇議長（吉田恭一君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第1 同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（吉田恭一君） 日程第1、同意第1号についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、ただいま同意されました田村尚志君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔田村尚志君入場〕

◇議長（吉田恭一君） 田村尚志君、ご登壇の上、あいさつをお願いいたします。

◇教育委員（田村尚志君） このたびは、教育委員の改選に当たりまして、町長のご推挙をいただき、またただいま議会におきましてご同意をいただき、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

小・中学校の統廃合という課題を抱えた中での教育委員拝命という重責に身の引き締ま

る思いでおりますが、町の教育行政の発展のため、皆さまのご指導をいただきながら職務を全うしたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） どうもありがとうございました。

〔田村尚志君退席〕

◇

○日程第2 同意第2号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（吉田恭一君） 日程第2、同意第2号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◇

○日程第3 議案第8号 甘楽町暴力団排除条例の制定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第3、議案第8号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 議案第9号 甘楽町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第4、議案第9号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第10号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第5、議案第10号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第11号 甘楽町長、副町長及び教育長の給与の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第6、議案第11号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第7 議案第12号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第7、議案第12号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第8 議案第13号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第8、議案第13号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第9 議案第14号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第9、議案第14号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第10 議案第15号 甘楽町農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第10、議案第15号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第11 議案第16号 甘楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第11、議案第16号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 2 議案第 1 7 号 甘楽町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1 2、議案第 1 7 号についてを議題といたします。
本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 3 議案第 1 8 号 甘楽町国峰簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1 3、議案第 1 8 号についてを議題といたします。
本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第19号 甘楽町道路線の廃止について

◇議長（吉田恭一君） 日程第14、議案第19号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第20号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第15、議案第20号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第16 議案第21号 甘楽ふるさと農園の指定管理者の指定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第16、議案第21号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第17 議案第22号 甘楽町第5次総合計画基本構想について

◇議長（吉田恭一君） 日程第17、議案第22号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第18 議案第23号 平成24年度甘楽町一般会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第18、議案第23号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第19 議案第24号 平成24年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第19、議案第24号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第20 議案第25号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第20、議案第25号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に反対の発言を許します。

12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第25号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

言うまでもなく、介護保険事業は、社会保障制度の重要な柱の一つです。もっともっと充実させる必要があることをまず指摘しておきます。

しかし、本事業の実施前には、いわゆるばら色のような制度と感じさせる、いつでもどこでもだれもが十分な介護を受けられると説明がありました。その財源は、消費税を充てるというような言い方でした。消費税は、導入後昨年度までに、約238兆円が私たち庶民の懐から奪われています。一方で、同じ時期に大企業などが納めるいわゆる法人3税は、ほぼ同額の約223兆円が減税とされています。要するに、消費税は福祉や高齢者の

ためには使われませんでした。本当に残念なことです。

そんな中、介護保険を実施してみると、いろいろな期待は奪われ、事前に指摘をされた矛盾や欠陥はそのままだとされています。

まず、一般の医療保険では、必要なときに日本中どこでも必要な医療がだれでも受けられるようになっていますが、この保険は、申請し、認定までに時間がかかり、必要なときにすぐにはサービスが受けられません。また、認定されなければ、使いたいサービスも受けることができません。

65歳以上の人の中で、約12.1%の人しかサービスを受けていないのが現状です。あとの約8割の方は、サービスを受けないのに死ぬまで負担を背負うのです。認定の程度により、利用限度額が決まっています、それをオーバーすると、全額自己負担となります。限度額の中であっても、10%の利用料の負担があり、大きな負担となっています。さらに、サービスを受けている最中でも保険料を負担する、生活保護を受けている人からも保険料を集める、また所得が低くて一般行政では非課税とされている人からも負担を強いています。

このように、たくさんの矛盾点が存在します。そのほとんどが、以前は出していた国の負担を、介護保険制度になると大幅に減らしたことが原因です。

私は、国の負担をもっとふやし、当事者の負担を減らすことを望んでいます。もし、国の出し分をふやさないのであれば、町がもっとお金を出すべきと考えています。

現在の保険料は、第4段階の方が基準額です。それは、本人が住民税非課税で、ほかの世帯員に住民税課税者がいる場合となっています。1年で4万7,200円となっています。

来年度から始まる第5期介護保険事業計画によると、60歳以上の方の中で第1段階の人の保険料の負担は、11人で合計して26万円弱です。第2段階の人は565人で、約1,300万円です。第3段階では440人、約1,600万円。第4段階まで含めても、合計して1年間1億円とちょっとで済むのです。おととしの一般会計決算で、不用額が1億5,000万円以上もあります。また、現在各基金、積立金をあわせると27億円以上になっています。このお金のほんの数%を使うだけで、保険料の減額や免除が実施できます。

今まで何十年も町や地域、家族のために尽くしていただいた高齢者が、年齢を重ね、身体に不都合が出るのは当然のことです。そうなったら、受益者負担のような冷たい仕打ち

をするのは正しくないと思います。ふだんから、町長が発言、発信しているように、高齢者は町の財産です。

しかし、本予算はそうなっていません。ぜひ、高齢者が明るく楽しく、そして元気が出るような介護保険となるように願いながら、反対討論とさせていただきます。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、山崎澄子君。

◇5番（山崎澄子君） 私は、議案第25号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、今まで本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合うためにつくられた高齢者を支える社会保険制度として定着してきています。

本事業は、介護保険事業計画を策定し、これに基づき運営され、保険料の見直しにあわせて3年ごとに計画の見直しもしています。

平成24年度から第5期介護保険事業計画がスタートし、これからの高齢社会を生きていく高齢者の皆さんが必要なサービスを上手に利用し、毎日を楽しく安全に過ごすための支援が過不足なく行われる計画になっています。

本町では、65歳以上の方全員を対象とする一次予防事業と、今後介護が必要になる可能性の高い人を対象とする二次予防事業も実施しながら、健全な介護保険事業の運営に努めております。

介護給付や介護予防施策の両面にわたる大事な事業に配慮した予算であり、本事業及び予算は適切だと考えて、賛成いたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） ほかに討論はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第21 議案第26号 平成24年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第21、議案第26号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第22 議案第27号 平成24年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第22、議案第27号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第23 議案第28号 平成24年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第23、議案第28号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に反対の発言を許します。

12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第28号 平成24年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、戦後必死に働いてきていただいたお年寄りに、晩年になったら国から捨てられると感じられるような制度です。うば捨て山と表現する人もいますが、お金を取られることを思えば、うば捨て山よりもひどいことになります。こんな社会でいいはずはありません。

後期高齢者制度は、75歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させるものです。世界中の国民皆保険制度の国々では、ほかに例がありません。それまで扶養家族になっていたお年寄りも、例外なく強制的に家族みんなが入っていた保険から切り離されるものです。まるで、母屋から無理やり離れに連れて行って閉じ込めるようなものです。

導入当時、政府は75歳以上には心身の特性がある。それに応じて医療サービスも変えなければならないと言っていました。政府が、後期高齢者の特性を、治療に時間も手間もかかる、認知症も多い、いずれ死を迎えるなどと規定していますが、こんな考え方で制度をつくれば差別医療となってしまいます。保険料は、生活保護受給者を除いて、一人ひとりから徴収されます。

後期高齢者医療実施前は、扶養として支払い義務のなかった約2,000万人の高齢者も保険料を払うようになりました。高齢者も応分の負担をという名目で、保険料を負担させています。

今の高齢者はもちろん、これから高齢者になるすべての国民を直撃する制度です。何よ

り、この保険を強く求めてきたのが、財界や大企業です。企業の保険料と負担増がふえれば、企業のグローバル競争力の低化を招くとして、制度改革を強く求めてきました。自分たちは、大きな利益を上げながら、国民に犠牲を押しつける大変身勝手な態度だと思いません。

そもそも、日本の社会とは、77なら喜寿、88で米寿、その後、卒寿、白寿、こういうふうには高齢者を心から祝う社会になっています。財政難を理由にして、高齢者の医療費からまず削る。こんな政治に未来はないと思います。

民主党政権は、そのマニフェストで制度の廃止を明記していたのでよかったと思う方が多かったわけですが、実際には何も変わりませんでした。私は、即中止、撤回するべきと思います、反対いたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

9番、黛哲夫君。

◇9番（黛 哲夫君） 私は、議案第28号 平成24年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革の一つとして、平成20年4月から実施されている制度です。この制度は、県内すべての市町村で構成される広域連合により運営され、市町村国民健康保険や健康保険組合等と同じ独立した医療制度です。

本事業は、75歳以上の方々の生活を支える医療を提供するとともに、これまで長年社会に貢献されてこられた高齢者の医療を国民みんなでしっかりと支えていく仕組みであります。

歳入歳出予算は、それぞれ1億2,190万円です。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び保険料の軽減分を補てんする一般会計からの繰入金です。歳出では、後期高齢者医療広域連合給付金が主なもので、町に納付された保険料と一般会計からの繰入金等を広域連合に納付する予算編成です。75歳以上の方々の生活を支える医療制度として、より一層のサービス向上に努めていただきたいと思います。

よって、本事業及び予算は適切と考え、賛成いたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第24 議案第29号 平成24年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第24、議案第29号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第25 議案第30号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第25、議案第30号についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第26 発議第1号 甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）について

◇議長（吉田恭一君） 日程第26、発議第1号 甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

長岡敬一君、登壇して説明願います。

◇6番（長岡敬一君） 発議第1号。平成24年3月15日。甘楽町議会議長吉田恭一様。提出者、議会議員長岡敬一。賛成者、議会議員富岡朝男。同じく、江原榮和。同じく佐俣勝彦。同じく柳澤清次。同じく長谷川儀平。甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。提案理由。行政改革及び財政の健全化に資するため。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 自席にお戻りください。

提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第 27 発議第 2 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止
を求める意見書（案）の提出について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 27、発議第 2 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

柳澤清次君、登壇して説明願います。

◇7 番（柳澤清次君） 発議第 2 号。平成 24 年 3 月 15 日。甘楽町議会議長吉田恭一様。提出者、議会議員柳澤清次。賛成者。同、長岡敬一。同、富岡朝男。同、江原榮和。同、佐俣勝彦。同、長谷川儀平。医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書（案）。現在、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、子供、重度心身障害者、母子世帯等の医療費の自己負担分を補助する医療費助成制度が、全国地方自治体で実施されています。特に、群馬県においては、平成 21 年 10 月以降、県と市町村と連携して、中学校卒業までの子供の医療費無料化を全国に先駆けて実現しており、少子化対策や子育て環境の充実に大きな役割を果たしています。しかしながら、国はこのような単独の医療費助成制度の現物給付は安易な受診の助長につながるなどの理由から、現物給付を導入している自治体に対し、ペナルティとして国民健康保険の国庫負担金減額措置を講じている現状があります。このことは、国が本来果たすべきセイフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものであります。よって、国においては、地方単独の医療費助成制度の重要性や必要性にかんがみ、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金減額措置を直ちに廃止するよう強く要望します。以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。平成 24 年 3 月 15 日。衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。厚生労働大臣。内閣官房長官あて。群馬県甘楽町議会議長吉田恭一。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 自席にお戻りください。

提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第28 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について

◇議長（吉田恭一君） 日程第28、閉会中の所管事務継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。



○日程第29 議員派遣の件について

◇議長（吉田恭一君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定によって、お手元に配付しました議員派遣の件について、お諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定いたしました。



○日程第30 一般質問

◇議長（吉田恭一君） 日程第30、一般質問を行います。質問通告の順番に発言を許します。

最初に、5番山崎澄子君。

◇5番（山崎澄子君） 特別支援学校について。平成24年2月10日付読売新聞に、特別支援学校に空白地域との記事が掲載されました。内容は、現在県下の3地域の一つが、甘楽富岡地区とのことです。県も、空白地域解消を進めるための調査費を新年度予算に計上したとのことです。一口に特別支援といっても、症状は違うのではないかと思われま

す。新聞記事の内容を読みますと、ご家族の負担ははかり知れないものが読み取れます。甘楽富岡4市町村が一体となって、富岡甘楽地区支援学校誘致推進協議会を設立し、話し合いが進んでいるということですが、現在の取り組みと進捗状況をお聞かせください。

ご家族の負担の軽減と子供たちに質のよい教育を受けられるように、ぜひ甘楽町に開校されることを希望いたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 山崎澄子議員の「特別支援学校について」のご質問にお答えいたします。

従来、特殊教育として位置づけられた学校を、平成19年の法改正により、特別支援学校として学校教育法に位置づけられて、すべての学校において障害のある幼児、児童、生徒の支援をさらに充実していくことになりました。

大沢群馬県知事は、先般の知事選で「市立特別支援学校を県立に移管し、県内どこでも同じ水準の教育が受けられるようにする」との公約を挙げて当選されました。その公約を実現するために、まず県立移管と未整備地区に支援学校を開設するとの方針が打ち出されました。

まず、誘致の経緯から申し上げます。未整備地区の富岡甘楽地区としては、同じ水準の教育を受けられるように、本地区に早期に誘致したいことから、昨年5月25日、我が甘楽町公民館におきまして、地元県議さんを顧問とし、4市町村長及び議会議長、教育長で構成する富岡甘楽地区特別支援学校誘致推進協議会を設立し、8月30日には、誘致に向けて県知事・県議会議長に請願行動を起こしました。知事・議長ともに、前向きなお答えをいただき、9月県議会におきまして採択されました。

今年2月、県教育委員会において、群馬県特別支援学校の配置及び整備計画を決定し、

24年度から26年度の間において、未整備地区に空き教室等の多い学校を利用して開設するとの方針が決定され、富岡甘楽地区は25年度開校を目指すとの方向が打ち出されました。

開設地としては、距離的にも富岡甘楽の中心である空き教室の多い富岡中学校の校舎の一部を使用することで開設の準備が進められているところです。残念ながら、議員のご希望の我が甘楽町における開設は困難な状況にあるようです。しかし、通学距離としては、かなり改善されることにより、利用する児童生徒の利便性は大いに図られ、保護者の方の負担も大分軽減されるものと期待されます。

次に、特別支援学校に就学している児童生徒の障害の概要であります。障害の状況によって学校が区分されておりました聾、盲、知的障害、情緒障害、肢体不自由、病弱等の多岐にわたる障害がございます。

この支援学校就学対象の児童生徒は、幼児検診あるいは就学時検診、保育所、あるいは幼稚園、学校などの検診の結果や、観察の結果を客観的なデータをもとに、学校・園の関係者だけでなく、医師や保健師等の専門的な人たちにより、慎重審議され、対象児童生徒の自立にとって最も適切な教育機関を判断し、対象児童等保護者の同意を得て、支援学校に就学することになっております。

なお、甘楽町の現在の特別支援学校に就学している児童生徒の人数は、小学部5名、中学部2名となっております。富岡市に開設されれば、特別支援学校に就学を希望される保護者も多くなるのではないかと思います。

以上、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子君。

◇5番（山崎澄子君） 大変ありがとうございました。今、教育長のお話で、特別支援学校が25年に富岡中学校に開校予定というお話を聞いて、大変よかったですと思います。また、関係者の保護者の皆さんも、大変これはうれしいことじゃないかと思います。

ただ、空き教室があるのは、富岡中学校だけでなく、甘楽町も第三中学校校舎があいており、現在その利活用について町の方でも公募しているわけですので、その第三中学校の利用も考えられるのではないかと思います。

それと、特別支援学校就学が適当と判断されたが、やはりご父兄の同意がなかなかとれない部分もあるというようなことを漏れ伺っています。その保護者の理由は、どんなような内容か、お伺いしたいと思います。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） ご質問にお答えいたします。

特別支援学校の従来の考え方が最近になりましてかなり大幅に変わってきているなど私は思っております。今まで、支援学校といいましょうか、特殊教育と言われていた時代は、どちらかという、町から切り離されたちょっと不便なところ、山合いのところに建設されてきたという傾向がございました。現在は、そういう考え方ではなくて、むしろ交流教育という考え方が主流になっておりまして、できるだけ他の子供たちと、一般の子供といいましょうか、健常者といいましょうか、そういう子供たちと一緒に共に学ぶということが大事なのではないか。このごろそういう考え方に切りかわっておりまして、できるだけ近くで開校したい。そうしますと、甘楽町における秋畑地区の第三中学校の跡地というのは、実は2年後には小学校を閉校するという予定になっております。そうしますと、あの地区から学校に子供たちがいなくなってしまうという状況が生じます。そうしますと、今、国や、あるいは県が目指している交流教育というものが、そこでは実現できないということが1つは言えるわけです。

それと、もう一つ、やはり従来の考え方として、町から離れたところ、隔離した状況ということが少しそういう状況もありますので、今の流れの中で考えれば、やはり甘楽町の旧第三中学校への誘致というのは、かなり厳しいのかなと思っております。

それから、今、同意されなかった子供たちがどういうふうな子供たちというか、保護者ですけれども、どういう点が不同意の理由かというご指摘かと思いますが、実は2つ大きくございます。

1つは、遠いということ。今ご指摘のように、今あるのは大体山のところというふうなところになっておりますので、非常に不便なところとなっております。

それと第2に、やはり保護者の一番心配されていることは、やっぱり疎外感を受けるといったことではないかと思っておりますが、実は大体のご父兄に接しますと、地域から切り離されたくない、地域から子供が忘れられたくない、できるだけ地域に近いところに学びたいと、こういうことが保護者の方から非常に強い要望として出てまいります。そういう意味合いからいけば、比較的近隣の富岡中学校、もう既に中学校には子供たちがたくさん学んでおるわけでありまして。そういうところで多くの子供たちとも一緒になって、例えば昼休みの時間だとか、休憩時間だとか、あるいはいろんな時間のところで密接な子供たちの交流が図られる。そういう意味でも、やはりやむを得ないのかなと感じております。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子議員。

◇5番（山崎澄子君） ありがとうございます。教育長さんの今、大変わかりやすいご説明をいただきまして、ありがとうございます。やはり、障害者と言ったら、申しわけございませんけれども、そういった方たちがこの中で、普通の人の中で暮らすということが、やはり今、教育長さん、おっしゃったように、基本理念でもあるということ、だれもが地域から切り離されるということに非常に危機感というか、阻害感を持ちちゃうということ、やはりそれは大変重要なことじゃないかと思います。本当に、今その地域で自分で自立して生活していけること、それがこの近くに特別支援学校ができるということは、それに一步近づいたことじゃないかと思います。それで、本当にみんな私たち普通の人間もそれに気持ちを、変な目で見るということはおかしいんですけども、そういったことなく、今、教育長がおっしゃったような気持ちで接して行って、その地域の中で自立していくということに、私たちも努力しなければいけないんじゃないかと思います。

以上で、質問の方、終わります。ありがとうございました。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子君の質問が終了いたしました。

次に、2番佐俣勝彦君。

◇2番（佐俣勝彦君） それでは、私は、白倉浄水場についてお伺いをいたします。

ここ原子力発電の再稼動が非常に厳しい状況にあり、そのため火力発電にウエイトを置かざるを得ない。電気料金も燃料費の高騰により、大口需要者は平均17%の値上げとのこと。その後、小口需要者も値上げの検討という報道があります。

当甘楽町も、東電より17%の値上げ要求が来ております。また、2日ほど前の報道によりますと、埼玉県川口市、ここは鋳物工場がたくさんある市でございますけれども、この商工会議所が、この値上げに対して値上げ分は払わないということを宣言いたしましたし、またこの川口市の商工会議所は、全国にこの問題を発していきたくてということであります。

我々、群馬県においても、あるいは全国的にも、各自治体とも太陽光、あるいは風力、あるいは水力発電等を積極的に検討とのことでございます。

そこで、白倉浄水場ですが、現在約2,900世帯が利用しており、凝集剤は塩化アルミニウムを使用していましたが、平成23年秋よりポリシリカ鉄に変えてから、水のおいもなくなり、飲料水も安心して利用しております。浄水場施設は、町民の安心安全を守

ることは絶対条件であります。

1つ心配なことは、沈殿池にふたがなく、外からだれでも簡単に物を投げ込むことができます。非常に心配である。そこで、沈殿池に太陽光発電を取りつけ、浄水場の使用電力をカバーし、なおかつ沈殿池にふたができ、安心安全が保たれると思いますが、お考えをお聞きいたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、佐俣議員の「白倉浄水場について」のご質問をいただきました。お答えをいたします。

ご質問の白倉浄水場に限らず、町内には5カ所浄水場がございます。この浄水場の沈殿池、すべて露天の施設となっております。どの浄水場におきましても、外周はフェンスで囲まれて、許可なく一般の人は侵入できないようになっておるわけでありましてけれども、ご指摘のように白倉の浄水場の沈殿池は、道路よりも低い位置にあるため、道路上から物を投げれば投げ込みができるというようなことは危惧をされるところであります。

このために、職員による日常の周辺施設の見回り、日常の点検管理等は十分行っておるところでございます。あと不審者等の形跡がないか、それから浄水場周辺の地域の方たちにもお願いをして、その辺の点検をしていただく、住民へも協力依頼をしておるところでございます。

いわゆる施設の現状でありますとか、これからの防犯対策、その辺についてはこの後、担当課長よりお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 水道課長。

◇水道課長（山田 勇君） 命によりお答えいたします。

施設の維持管理につきましては、職員が毎日、水質から浄水場内の機器の点検など、厳しく管理し、安全安心な水の供給に努めております。

不法な投棄に対処するには、施設全体を上屋で覆うなどの改造が考えられますが、改修時の水質保全、予算、水道料金など、さまざまな解決すべき問題が想定されます。議員さんからのご提案ですと、沈殿池にふたを設置とのことですが、現施設では、沈殿したごみや汚泥を取り除く清掃作業ができなくなってしまうため、現状の施設では無理だと思われま。

また、町の水源の心臓部とも言える大塩湖についても、同じようなことが起こりかねませんので、ダムを管理いたします鑓川土地改良区の職員らが逐次、湖畔をパトロールし、

目を光らせているところでございます。

現在策定中の第5次総合計画の中に、白倉浄水場の大規模改修が計画されておりますので、更新時には、これらの問題点やご提案のあった太陽光発電設備の設置なども考慮いたしまして、整備計画を策定していきたいと考えております。

当面の対策といたしましては、防犯カメラの設置が大きな効果を発揮しているようですので、防犯カメラを購入し、浄水場管理棟へ取り付け、不審者等の抑止に努めていきたいと考えております。

なお、白倉浄水場区域内には、老朽化した石綿管や塩ビ管がまだ残っておりますので、24年度から工事が開始となる、公共下水道事業にあわせて来年度から逐次本管の布設がえを実施していく予定でございます。

大震災以後、水道水の安全性について、住民の関心が高い状態が続いております。今後も、白倉浄水場の施設を有効に活用し、維持管理に努め、福島・新屋地区の皆さんに、おいしい水と安定した水の供給に努めてまいりますので、今後も水道事業に対するご支援、ご理解をお願い申し上げまして、答弁いたします。よろしくお願いたします。

◇議長（吉田恭一君） 佐俣議員。

◇2番（佐俣勝彦君） 今、ご説明がありましたのは、例えば沈殿池に物が下の方へたまっていますと。それを掃除するのに、上にふたがあるとなかなかしづらい。当然のことです。ただ、これは創意工夫なんですね。私は、お願いしているのは、すべての沈殿池の上へずっとふたをしちやおうということじゃないんです。例えば、はすにいわゆるふたはできないのかどうなのか。そのときに、例えば沈殿池にたまっているものを掃除するとき、今よりかは、何もない状態よりかは、確かに掃除はしづらいんでしょうけれども、やはり安心安全というものを第一に考えたときには、ふたをすべてやるんじゃないくて、はすにやるとか、いろいろ工夫をすればできるのではないかなと思っていますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

◇議長（吉田恭一君） 水道課長。

◇水道課長（山田 勇君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

先程も言いましたように、総合計画が計画されているんですけども、もうこの白倉の浄水場が昭和49年にできて、沈殿池に限らずほかの施設も大分老朽化しております。それで、一番の大動脈の本管も来年から工事が始まるわけなんですけれども、総延長が2.5キロで、予算も4億円ほど見込んでいるというような形で、本当はそっちの方に手を回

したいんですけれども、現状ですと本管の布設がえの方が重点項目になっておりますので、それが済んだ後に、ちょっと費用もかかりますので、そういった議員さんからのご提案を考慮いたしまして、施設の改修の方に努めたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 佐俣議員。

◇2番（佐俣勝彦君） それでは、計画に入っているということですので、ぜひそのときにはご検討いただきたい。ただ、やはりこの安心安全というのは、一番の問題でございますので、今、例えば回りに金網のフェンスがございます。あの高さが2メートルぐらいありますか。これを今少し例えばあと1メートルでも上げることによって、物というのは、なかなか入れづらくなるという感じがいたしますので、あわせてそのもう古くなっている浄水場のあれとあわせて、できるだけ早いうちにご検討いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 佐俣勝彦君の質問が終了しました。

次に、6番長岡敬一君。

◇6番（長岡敬一君） 私は、楽山園の完成、次の町おこしの課題について質問をさせていただきます。

あと9日後には、楽山園の竣工式が控えております。関係各位については、そちらの方で頭がいっぱいではないかと思っておりますけれども、しばしおつき合いをいただいて、今後の考え方についてお聞かせをしていただきたいと思います。

まずは、楽山園は、ご承知のように、見事に復元、完成をいたしました。国指定名勝楽山園、こういう名をいただいて、ここに完成式典を迎えることに、改めて関係各位のこれまでのご努力に感謝するものでございます。

しかし、思えば、この完成は町おこしの舞台がようやくにしてできたということで、この楽山園を核にして、これから本格的な町おこしが始まるということと言っても決して過言ではないかと思っております。

そこで、ひとつ楽山園をコンピュータに例えてみたいと思います。楽山園は1つのハードウェア、機械、つまり出力装置にしか過ぎません。これから、有効な頭脳、つまりソフトウェアを詰め込んで、利用方法、使い方の工夫によっては、無限の可能性を秘めているのではないかと思っております。

思えば、20年くらい前のコンピュータは、電子計算機と言われてまして、専門的な仕事

をすることを主体に置いた使い方が一般的な利用方法でありました。そこに、アメリカのビル・ゲイツがウインドウズというソフトウェアを開発して、だれでも使えるようにしました。今では、一般家庭の必需品で、中学校の授業にまで取り入れられるようになっております。さらに、アップル社のスティーブ・ジョブズは、パソコンと携帯電話を合体させたスマートホンやアイパッドのように、人気製品をつくり上げ、世界一のお金持ちになってきているわけでございます。そんなことを考え、いずれもコンピュータがあつてできたものです。

このように、楽山園コンピュータを最大限に動かすことが、今後課せられた課題ではないかと思ひます。楽山園を訪れた観光客は、確かにすばらしい景観にため息をつくでしょう。しかし、すばらしいの言葉だけで移動されるのでは、また寂しい限りでございます。せつかく訪れてくれた観光客に、もう一つの甘楽町を味わってもらふおもてなしこそ、お客様にも町にも必要不可欠なことではないかと思ひます。産業雇用の拡大につながる大きな原動力を含んでおります。

そこで、町の考えをお伺ひします。

今回の完成式典を中心としたキラかんのイベント中、このイベントが果たす経済効果、これをどのような数字ですか、どのような内容で見られるか、1つはお伺ひしたいと思ひます。

2つ目は、楽山園の次の町おこしの目玉について、何を考へているかと。考へているんだつたら、いつごろまでにどのような形でかをお伺ひしたい。

それと、3つ目は、私の提案になるかもしれませんが、町おこしの懸賞論文を募集したらよろしいんじゃないかと。対象は、広く町内外に呼びかけて、いろんなアイデアを募るのも1つの案ではないかと思ひます。

さらに、4つ目といたしましては、町民主導のワーキンググループによって、そこでいろんな討議をしていただいて、アイデアを生んでいただいて、そして町の今後の施策につなげていくということも必要じゃないかと思ひまして、町の考へ方についてお伺ひをするものでございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、長岡敬一議員の「楽山園の完成、そして次の町おこしは」、このようなご質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問のように、平成14年から10年の歳月を費やして整備を進めてきました国

指定名勝の楽山園が、この24日に竣工いたします。町では、この好機をとらえて、町の持つ観光資源とその魅力を広くPRしていくことを目的に、「キラッとかんら観光キャンペーン」の実施を決め、昨年の7月から準備を進めてまいりました。

甘楽町が一段と輝く春3月から5月にかけて恒例となった行事に加えまして、さまざまな観光イベントを計画し、観光キャンペーンを実施するもので、誘客のための周知活動に努めてきたところであります。長岡議員をはじめ、議員各位におかれましても、最大限のご支援をいただき、深く感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、ポスターやガイドブックを駆使し、大いにPRができたと考えております。大勢の観光客のお越しを期待しているところでございます。

ご質問の詳細につきましては、先ほどご議決をいただきました第5次の総合計画が次の町おこしの計画だと考えておりますので、ご質問の詳細につきましては、担当課長にお答えをさせていただきます。

◇議長（吉田恭一君） 企画課長。

◇企画課長（新井貞行君） 命によりお答えをいたします。

ご質問の1点目についての経済効果につきましては、例年に比べ大勢の来町者を見込んでおり、その経済的効果は推測の域を出ないものと考えておりますが、具体的には期間中に調査を実施し、実態を把握して今後の資料としたいと思っております。そして、本年を観光元年と位置づけ、これから始まる観光を軸とした経済的効果に大いに期待したいと考えております。

2点目については、本年は第5次総合計画のスタートの年でもあります。総合計画につきましては、今議会におきましてご議決をいただきました。感謝申し上げますとともに、本計画の実現につきまして意を注いでまいりたいと考えております。

今後のまちづくりの要素が詰まった総合計画ができたと考えております。特に、議員におかれましては、総合計画審議会議員をお世話になり、多くの貴重な意見をお寄せいただきました。それらを念頭に、町の活性化や町おこしを考えると、議員のおっしゃるとおり、施設整備の次は、そこに魂を入れて完結となると思っております。甘楽町魅力発見リレー講座、歴史と観光リレー講座及び町民の日記念講座等々を通じまして、全町民でおもてなしの心で接客できるよう町全体のイメージアップを図っていく準備も進めてまいりました。これらの取り組みの延長線上に観光キャンペーンを位置づけ、「観光地かんら」を全国に発信したいと考えております。

申しあげましたとおり、まちおこしの施策は、総合計画に記載されておりますので、列挙はいたしません、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3点目については、総合計画策定の過程で多くの町民の皆さんからアンケートや懇談会での提案をいただいております。それらを踏まえた総合計画となっていると考えておりますので、新たに論文の募集は考えておりません。

4点目については、議員ご指摘のように、町民参加のワーキンググループによるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後10年間の指針である総合計画が策定されましたので、この方針に沿って、社会、経済状況等を的確に把握しながら実施計画に基づき、町の活性化を図ってまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 長岡議員。

◇6番（長岡敬一君） ありがとうございます。確かに、私の総合計画の審査会でいろいろと発言をさせていただいてきたんですけども、もう少し町民に対してこれだと、言ってみれば町民は産業がもう少し高まる、そして雇用が生まれる、こういうことをやっぱり第一に考えて、町に期待をしておるのではないかと思います。4点目のワーキンググループ、これは立ち上げるということについてはぜひお願いしたい。これは早急に結論を出さなくてもいいと思うんですよ。やっぱり、町主体でやっちゃうとどうしても意見が出なくなっちゃうから、町はお手伝い程度にして、やっぱり一般の人たちの意見を出しやすく、そしてまとめ役に町は徹すると、こういうような形でワーキンググループを立ち上げるときはぜひお願いしたいと思います。

それと、もちろん観光キャンペーン、3月から5月まで、今年が元年になるから、そういう心がまえは難しいにしても、それでやっぱりあれだけ国も県も町も銭を使ってきたわけですから、ひとつ1円でも町にお金を落としていただくと、そういうことを考えていただきたい。経済的には、そんなことを思ってねということと言ったけれども、それもひとつの長い中で探すなり論文もそこで集めてもらえないかと思うんです。今は考えてないにしても、将来的に考えるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

とにかく、あとはやっぱりだれでもわかる、次は何に向かって進むんだという町民にそういうはっきりした目玉を示していただきたいと、生んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

それについて、町長の考えがございましたら、難しいけれども、ひとつお願いして。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 再度のご質問をいただきました。今、長岡議員がおっしゃられますように、難しさは確かにあると思いますけれども、難しいだけで片づけるわけにはいかないのが行政でありますので、先ほどご質問いただきましたワーキンググループ、これらを十分に活用といいますか、活性化するような委員会をつくって、多くの町民の皆さんのご意見を聞きながら、町の計画をもっともっと高めていくことに努めていくことが必要だろうと思っております。

そういう中で、もう少しもっと論文なりいろいろなものを集めた方がいい、そういう意見が出てくれば、それらに向かって進むこともやぶさかではありませんし、多くの意見を集めることによって、この総合計画がもっと高まる、そのことを期待しておるところでございます。そのことにつきましては、議員の皆さんにはその都度実施計画等でお示しをしているわけでありますので、また十分にご審議をいただき、ご指導をいただき、町がさらにさらに総合計画をもとに発展できるように、ご協力、ご指導をいただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 長岡議員。

◇6番（長岡敬一君） そのとおりにするように、ぜひ期待をしていますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇町長（茂原莊一君） ありがとうございました。

◇議長（吉田恭一君） ここで暫時休憩といたします。

午後2時18分休憩

午後2時28分再開

◇議長（吉田恭一君） それでは、全員おそろいのようなので、予定の時間がまだ来ませんが、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、ロタウイルスワクチン予防接種の補助について、バイオマスの活用について、そして浅間堤公園の隣接地に道の駅・観光案内所の設置について質問いたします。

まず、ロタウイルスワクチンの予防接種補助についてですが、冬期に流行する疾患の一

つに、ロタウイルスによる胃腸炎があります。このウイルスは乳幼児の嘔吐や下痢を来す原因として最も一般的なウイルスです。2歳までには、ほとんどの子供たちが罹患します。これによる胃腸炎にかかった子供の親であれば、一晩中吐き続けたり、ぐったりして水分をとらずよりも少しでも何かあれば吐いてしまいそう、どうしたらいいの、こういうつらい思いをされたことでしょう。けいれんが何回も起こったり、後遺症も多く、脳炎などの多くの合併症も起こったりします。脱水症がひどくなると、点滴や入院が必要になります。点滴や入院をしても、重症で死亡することさえあります。

そのロタウイルスに対するワクチンが、ついに日本でも販売開始されました。経口投与の生ワクチンです。ロタウイルスによる嘔吐、下痢症を防いだり、軽くしたりして、点滴や入院が必要になるほどの重症例を約90%減らします。結果として、脳炎などの重い合併症も防ぐことができます。価格は、おおむね1万3,000円、消費税を足しても1万3,650円と設定しているところが多いようです。

その安全性は、世界中で多くの調査が行われており、極めて高いと聞いています。そのために、WHOは2009年6月にロタウイルスワクチンを子供の最重要ワクチンの一つに指定しました。そして、世界中のすべての子供が使用するようにと指示もしています。

今まで提案させていただいた各種の予防接種への補助、肺炎球菌や子宮頸がん、そしてHibワクチンも早速対応していただき、大変ありがたく思っていますが、このロタウイルスワクチンの予防接種についても補助が必要と思いますが、いかがでしょうか。ぜひ、子育て支援の一つとして採用していただきたいと思えます。

町の考えを伺います。

次に、バイオマスの活用について伺います。

ちょうど今、県議会では10年計画で、仮称ですが、「群馬県バイオマス活用推進計画」が提案されていると聞いています。今月中旬には決定予定とも聞こえています。計画では、今までに群馬県が実施した主な取り組みとして、例えば木質バイオマスエネルギー化施設設置モデル事業、あるいは建設系発生剤サーマルリサイクル事業化研究、あわせて6事業が紹介されて、バイオマスの活用の実例としては、渋川の県産材センターやきょうおいでになる上野村の森林バイオマス利用など、合計5事業が挙げられています。

今度の計画の中で重点的に取り組む事項として、まず畜産資源のエネルギー利用の推進、そして林地の残材利用の推進が、2つが挙げられています。どちらも甘楽町にも該当する事柄ですので、取り組みの準備を始めることが必要だと思えますが、どうお考えでし

ようか。

最後に、浅間堤公園の隣接地に道の駅・観光案内所の設置をについて伺います。

このごろの町おこしは、道の駅なしでは語れないような流れがあります。NHKのテレビでも、毎朝のように有名タレントが紹介しています。ぜひ、浅間堤公園をもとにして、道の駅また観光案内所などの設置をはいかがでしょうか。

以前、ここで一般質問をさせていただいたときには、具体的な開発計画のないままに、浅間堤公園の拡充などは難しいとの答弁をいただきました。このことは逆にいえば、計画があれば、計画をつくれれば、具体的に駐車場の確保をはじめとした話が現実味を帯びるのかなと思って質問いたします。

まず、ぜひ具体的な計画をつくることを提案します。計画の内容としましては、ある程度町がリードするにしても、公募による住民参加でいろいろな案を練ることを提案します。私個人といたしましては、農畜産物の販売や加工場はもちろんのこと、いろいろな参加型の複合施設がいいのではないかと考えます。

例えば、防災会館、平和記念館、ものづくり館、木のおもちゃ館、あるいは多世代交流館、いろいろと考えつきますが、いかがでしょうか。

そのスタイルは、建物のスタイルのことですが、先程もありましたが、名勝楽山園の御殿が復元されていません。この御殿をもとにつくること、あるいは広島の世界遺産になっている原爆ドームのもとになった広島県物産陳列館、こんなのもいい候補の一つになるのではないのでしょうか。

最後に、道の駅・観光案内所をつくるに当たっての問題点などがありましたら、教えてください。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 山田邦彦議員より3問のご質問をいただきました。

まず、第1問の「ロタウイルスワクチン予防接種補助について」のご質問にお答えをいたします。

町では、子供たちの健やかな成長と安心して子育てができる環境づくりを目指して、これまで早くに中学生までの医療費の無料化や任意の予防接種の助成等に取り組んでまいりました。

ロタウイルスワクチンは、厚生労働省薬事食品衛生審議会が昨年7月と10月に2種類

のワクチンが承認をされ、任意接種が可能になったところでもあります。このため、ワクチン効果の持続性や副反応等の集積も少ない現状ではありますが、子供たちの健全な成長とともに、接種を希望される保護者の経済的負担の軽減、さらには感染対策による医療費の軽減が図られることから、乳幼児の任意接種ワクチンのおたふくかぜや水ぼうそうを含めた検討を既に担当課に指示し、検討を行っております。

検討状況につきましては、この後、担当課長よりお答えをさせます。

続いて、「バイオマス活用について」のご質問にお答えをいたします。町では、既に新総合計画にこのバイオマスの調査研究を推進するとありますように、現在県の推進計画、そしてこれらの取り組みについて、調査研究を進めているところであります。

その調査研究状況につきましては、この後、担当課長よりお答えをさせます。

3問目の「浅間堤公園の隣接地に道の駅・観光案内所の設置を」についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、山田邦彦議員から、平成22年第2回甘楽町議会定例会一般質問の「浅間堤の発展を」の中で、町があらかじめ駐車場や道の駅などのスペースを確保しておいたらとのご趣旨のご質問をいただきましたが、私は、周辺農地の転用、すなわち農振除外をめぐる答弁の中で、農振から外すことに具体的な計画が理にかなっていて、初めて農地からの転用が可能となるとの趣旨のお答えをさせていただきました。

したがいまして、この答弁を持ち出すまでもなく、現状ではご質問で例示をされました、防災会館でありますとか、平和記念館などの計画を通じ、浅間堤公園の拡充、駐車場の確保には難しさがあると考えております。

もとより、道の駅・観光案内所の設置につきましては、土地利用やまちづくり計画に照らし、慎重な検討が必要であると考えておるところであります。このことにつきましても、議員ご質問の詳細につきましては、担当課長からご答弁をさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 健康課長。

◇健康課長（中野哲也君） 命によりお答えいたします。

議員ご指摘のように、ロタウイルスは、ノロウイルスと同じように下痢などを引き起こす感染症の原因となるウイルスの一つで、生後6カ月から2歳を感染のピークとして、5歳までに95%以上の乳幼児が感染すると言われております。しかし、大多数は特に治療を行わなくても回復しますが、まれに症状が重く合併症を併発した場合には、入院が必要

になることがあります。

このため、重症化しやすい5歳以下でのワクチン接種による予防が有効であると言われていますが、ロタウイルスワクチンは予防接種法に規定されていない任意の予防接種となるため、全額自己負担となり、金額も1回1万4,000円程度を2回接種する必要から、保護者の費用負担が大きくなることが予想されます。

また、行政側の課題といたしまして、ロタウイルスワクチンは任意接種のため、医療機関で生後6週約2カ月以降に初回、24週約6カ月までに2回目の接種を終える必要がありますが、この期間には定期の予防接種として、集団接種で行いますBCG、三種混合のほか、任意のHib、さらには小児用肺炎球菌など、重要なワクチンの接種が複数回必要とされている期間でもあります。さらに、ロタウイルスワクチンは生ワクチンであるため、次の予防接種までに27日以上あけることとされております。

こうしたことから、生後6カ月までに幾つものワクチンが重なり、接種スケジュールが複雑で過密状態になるため、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種のほか、接種期間が重なるBCGの接種を医療機関での個別接種とし、生後6カ月までの接種スケジュールを主治医にゆだねるなどの手法を検討しなければ、接種スケジュールを組むことは非常に難しいのではないかと懸念をされております。

このように、近年、予防接種につきましては、新しい有効なワクチンが開発されるなど、大きく変動している状況にあります。たくさんの予防接種を効率よく、かつ安全に接種するためには、医師会の先生方や県内医療機関等々のご理解とご指導なくしては実施できない状況でございます。

ロタウイルスによります胃腸炎は、乳幼児がかかる感染性胃腸炎の中では、議員ご指摘のように最も重症化しやすいのは確かでございますが、患者数の多いおたふくかぜや水ぼうそうを含めた検討を引き続き医師会等の指導を仰ぎながら、国や他自治体の動向も注視しながら、実施に向けた検討をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

◇議長（吉田恭一君） 企画課長。

◇企画課長（新井貞行君） 命によりまして、「バイオマス活用について」のご質問にお答えします。

ご承知のとおり、バイオマスとは、動植物に由来する有機物である資源のことで、畜産業や農林業が盛んな本県にはバイオマスが豊富に存在しており、その活用についてのご質

間と思います。

バイオマスは、太陽エネルギーと生命がある限り再生可能であり、その特性からバイオマスをエネルギー源や製品の原材料として有効に活用することで、環境への負荷が少ない低炭素、循環型社会の実現に大きく貢献することとなります。さらに、東日本大震災と原子力発電所の事故以降、再生可能エネルギーへの関心が高まっています。地域内において、調達可能なバイオマスをエネルギー源として利用することは、災害にも強い自立・分散型エネルギーの増進につながります。また、いわゆる地産地消的バイオマスを活用する地域循環型システムを構築することで、農林業の振興、地域の活性化、新たな産業の育成にも寄与します。

これらのことから、県ではバイオマス活用推進計画を策定するもので、平成24年度から平成33年度の10年間の計画とし、5年後をめどに必要な見直しを行うこととされています。

この計画の中で、重点的に取り組む事項とされていますのが、議員のご指摘のとおり、畜産資源のエネルギー利用の推進、及び林地残材利用の推進についての取り組みです。

畜産資源のエネルギー利用の推進は、豊富な畜産資源バイオマスのほとんどが肥料として利用されていますが、畜産農家1戸当たりの規模の拡大に伴い、肥料の供給が過剰になり、自己経営内、地域内における消費が困難になっていること、そして東日本大震災による原子力発電所事故に伴う電力不足などにより、再生可能エネルギーへの関心が高まっており、バイオマスエネルギー利用に注目が集まっていることなどから、重点的に取り組む事項とされています。

家畜排せつ物からエネルギーを獲得する技術は、一般的にメタン発酵法が知られていますが、畜産農家への普及は進んでいないのが現状のようです。

県は、群馬大学や企業などと共同で、畜産排せつ物の低温ガス化、高効率エネルギー変換技術の開発に取り組んできました。今後も、群馬大学、企業、畜産農家との連携を密にしながら、実用化や普及に向けた取り組みを積極的に推進することとしています。

また、林地残材利用の推進は、森林から出る木質資源バイオマスとしての間伐材等の林地残材は、ほとんど利用されていないことから、重点的に取り組む事項とされています。

間伐材の収集、搬出には費用がかかり、木材価格の低迷もあり、間伐実施面積の約8割は伐採した木が搬出されないで林内に放置されている、いわゆる切り捨て間伐となっています。林地残材の利用を促進するためには、木材生産システムとも連携した安定的かつ効

率的な搬出、流通、利用体制の構築を進めることが必要とされています。

以上、県が策定するバイオマス活用推進計画のほんの一端ですが、多くの課題が読み取れます。町の基本的な方向につきましては、町長の答弁のように、バイオマス等の再生可能エネルギーの有効利用を調査研究するとしておりますので、今後、引き続き検討する事案として県計画等を勘案しながら準備を進めていきたいと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） それでは、山田邦彦議員の3つ目のご質問であります「浅間堤公園の隣接地に「道の駅・観光案内所」の設置を」についてのご質問につきまして、命によりお答えをさせていただきます。

初めに、浅間堤公園周辺の農地でございますが、ご案内のとおり農振地区の農用地でありまして、農用地以外に転用する場合は、先程の町長の答弁のとおり、農振から外すことに具体的な計画が理にかなっているということが必要でございます。このことはすなわちまず第一に、当該土地を農振除外により農用地以外の用に供することの必要性があり、他の土地でかえることが困難なことであると考えております。

議員ご質問の中でご提案のありました事業については、町長の答弁のように、第一にまちづくり施策の観点から事業の必要性、緊急性、優先性等を判断することが求められると考えております。

その上で、農振計画上、当該事業用地が浅間堤公園周辺の土地でなければならぬ必要性等を検討しなければなりません。町長の答弁のとおり、まずまちづくり施策として慎重な検討が必要ですし、場所の選定につきましても、総合的、計画的な検討が求められるものと考えております。

こうしたことを前提としまして、まずご質問の1番目については、浅間堤公園の駐車場を確保するための具体的な計画は現状では考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。なお、イベント開催に当たりまして、駐車場の確保が求められる催しにつきましては、既に町長が議会の一般質問、これは平成22年第2回甘楽町議会定例会でございますが、で答弁しておりますように、ふれあいの丘等の施設をご利用いただければと考えております。

次に、2つ目及び3つ目のご質問につきましては、町農産物販売の推進策にも関連してきますが、現在の道の駅甘楽、これは甘楽町の物産センターでございますが、道の駅甘楽

の駐車場の確保、町道久保下夕町線の新設、仮称でございますが、まちおこしセンター・小幡公園など、道の駅甘楽周辺の諸計画が進行しておりまして、これらの施策を優先して実現化を図っていくこととしておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

なお、議員におかれましては、甘楽町第5次総合計画策定の審議過程の中で、既にご承知のとおり、町では将来にわたる活性化策の中で国道254号バイパス沿線土地の高度利用、商業用地への転換の必要性を示しておりますので、あわせてご理解を賜りたくお願い申し上げます、答弁といたします。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ロタウイルスについての2回目の質問をさせていただきます。

いろいろ答弁いただきましたが、要するに必要性は認めていただいているようです。それで、一番の問題がスケジュールをどうしたらいいかということですよ。専門家何人もの人から伺えなかったんですけれども、やはり課長がいろいろと紹介された中の同時接種、その方法をしないと、やっぱりスケジュールが合わないののでできないということでした。同時接種は、十分できる品物というんでしょうかね、種類といますか、と伺っています。ぜひ、さっきの重たくなって後遺症で脳炎で亡くなる方、毎年40人、全国ではあると聞いています。甘楽町の子供たちがそういうふうなことにならないような、ぜひ温かい施策を実行していただければと思うんですが、要するにスケジュールさえつけば難しいというふうに、先程の話から、私受け取ったんですが、そういう受け取り方でよろしいでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先程申し上げたように、既に検討を指示しておりまして、職員の中では検討を進めております。

最後にご答弁がありましたように、実施に向けた検討をしておるということでご理解をいただければと思います。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 1問目は了解いたしました。

バイオマスの活用についてですが、これもやはり随分説明がたくさんあって、どうたどり着くのかなと思いつつ伺ったんですが、それだけそういう意味では求められているもので、しかも今、群馬県の中では足りないものなので、今後10年間で重点として取り組

むことを決めるわけですね。それで、いろいろと話しされましたが、要するに引き続き検討するということですが、やはり多分これ今月中には、どういう形になるかわかりませんが、そういう内容でのものは決定されると思うんですね。知事サイドから提案されているものですから。今までにも、何箇所でも事業が実施をされたり、成功のような形で表現されているわけですね。その中で、いつでもこういう新しい事業になりますと、最初に何箇所かをモデル事業みたいなことですか、あるいは正式に決まった後にもリードしてくれる町村を探すというのが、県でも国でもやり方が似たやり方をします。ぜひそのときに、そういうふうなふろしきを広げられたら、真っ先に、今現在検討しているわけですからね。手を挙げていただきたいと思いますが、そういうスタンスでの検討ととらえてよろしいのでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） この問題につきましても、県計画がもう既に動いておりまして、町村に問い合わせ等もいただきながら、県も計画を策定しているんだと思っております。

最後にお答えをいたしましたように、県の計画を勘案しながら準備を進めていく、そのようにご理解をいただければと思います。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、2番目も了解いたしました。

最後の浅間堤公園のことについてなんですが、これはちょっと2つのことと違って、随分ギャップがあるような感じもしたんですけれども、最後に紹介された先程議決した第5次の総合計画のところで課長言われたとおりのことがあります。実際に、きょう議決しましたからね。今後、隣接地のすぐのところは、いろんな縛りがまだありますから、そう簡単にはいかない。あるいは、今、中学校の方の農地といいますか、そちらの方もいろいろと問題があるところで、そう簡単にはいかないというのは承知しています。ただ、こういうふうな10年計画ができて、しかもその中にバイパスの100メートルというのが示されているわけなので、それはそのまま浅間堤と直接あれが多分200メートルぐらいあるんでしょうかね。ですから、続きで考えることは難しいかもしれませんが、例えば一般のいろいろな商店ですとか、大型店が虫食い状態みたいな形で開発される前に、やはり町としての計画をつくること、そのまた準備を始めることがやはり今必要ではないかと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 今、再度ご質問いただきました。浅間堤公園につきましては、あのような形で河川緑地広場の代替というような意味合いもあって、あそこに建設することができました。おっしゃいますように、農振の除外につきましては、非常に難しさがあありまして、5つの要件、5要件と言っていますけれども、5つの要件をすべて満たして初めて農振から除外できるんだというようなことを言われておる中であります。

そういう中で、今の浅間堤公園を広げていくのは非常に難しさがあると思っておりますけれども、議員がおっしゃられましたように、総合計画の中で254バイパス沿いの開発については、町としてはそのような土地利用を計画しているところでもありますから、その計画が虫食い状態にならないような計画を練っていくことが必要だろうと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） その際には、ぜひさっき同僚議員からもありましたが、一般公募といいますかね。いろいろな知恵を持っている方が住民の中にはたくさんいらっしゃいますので、いつでも公が決めてそれを住民の人が何か決まった後に聞くような形でなく、実行していただければと思います。

かつては、「ら・ら・かんら」がそうであったように、建設委員会みたいな形でいろんな人の知恵を使って興していくと、そういう、言い方は変ですけども、想定外にいい案も出ると思うんですね。ぜひ、そういうふうなことをさっきのハードとソフトと考えると、ハードが先行しているみたいな部分も1つはあるんですけど、この件に関してはソフトを先行させて、そういうふうな計画を練り始めるということも大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） ご意見はもともとだ感じておりますので、そのようなことを十分念頭に置いて進めていきたいと思っております。

◇議長（吉田恭一君） 山田邦彦君の質問が終了しました。

次に、1番江原榮和君。

◇1番（江原榮和君） 私は、現在町を挙げて取り組んでおります、キラッとかんら観光キャンペーンが始まりましたことから、総合福祉センターのキラッとかんらへの取り組みの状況について質問させていただきます。

町としては、総合福祉センターの運営に当たり、社会福祉法人甘楽町社会福祉協議会と指定管理者協定を取り交わし、運営委託契約を行っており、町の一般会計から総合福祉センター運営委託料として、平成22年度に2,924万7,000円、23年度に2,939万6,000円を支出しており、24年度予算においても2,946万3,000円を計上しているにもかかわらず、同協議会におきましては、福祉センターの運営の健全化のために積極的に利用者の増加や施設内の売店等において売り上げの増加を図るための企業努力をしているとは言い難い状況にあると思います。

現在、町を挙げての一大キャンペーンでありますキラッとかんら観光キャンペーンが3月1日から始まり、甘楽ふるさと館をはじめ、物産センターや長岡今朝吉記念ギャラリーのほか、一部の町内企業においても「甘楽麺食いスタンプラリー」への参加や新たな土産物の開発等に取り組んでおります。

このような状況の中において、町として運営委託料を支出しております総合福祉センターにおいては、この観光キャンペーンを契機として、かんらの湯への入館者増を図るために、どのような取り組みをし、参加しているのでしょうか。

また、町としては、総合福祉センターに対して、この観光キャンペーンへの参加指導はどのように行っているのでしょうか。

キャンペーンへの参加内容としまして、まず町外からの来館者に対します入館料の割引サービス、キャンペーン期間中におきます入館もてなしサービス、キャンペーン対応入館記念品などのサービスまたは販売、ゲートボール場や駐車場での農産物の販売などの方法が考えられるのではないのでしょうか。

この結果としまして、キャンペーン期間は3カ月と短期ではありますが、総合福祉センターかんらの湯としても、期間中に訪れた顧客に、期間後もリピーターとして来館していただき、利用者が増加し、収益面の改善が図れば、町としても一般会計からの運営委託料負担の軽減を図ることができるのではないのでしょうか。

以上、質問いたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、江原榮和議員の「総合福祉センターのキラッとかんらへの取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

初めに、キラッとかんら観光キャンペーンでは、町議会の皆様にも独自に県内外に出向いていただき、キャンペーンの宣伝を積極的に展開していただきましたことを、この場を

お借りしお礼を申し上げます。

さて、総合福祉センターの管理運営につきましては、町民の信頼にこたえられ、よりよい施設運営が行えるよう、鋭意法人指導に努めているところでございますが、議員ご教授の件につきましても、指定管理者の技術的な経営努力がこのキャンペーンを契機に発揮できるよう、またキャンペーンの期間中に限らず、引き続き指導そして協議をしまいたいと考えておるところであります。

総合福祉センターの状況等につきましては、この後、担当課長よりお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

◇議長（吉田恭一君） 健康課長。

◇健康課長（中野哲也君） 命によりお答えいたします。

既に、議員もご承知のように、指定管理者制度は、単なる管理委託などのアウトソーシングとは異なり、公の施設の管理を民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減を図ることを目指しているものですから、町のコントロールのもとから離れ、指定管理者が独自に事業を実施できることに、制度の特徴があります。

しかし、すべてを任せてしまうのではなく、必要により町の考え方や方向性を伝えることによる民主的なコントロールを働かせることなど、緊張感を保ちながら運営を実施させることが、この制度の基本的な設計となっていると考えております。

したがいまして、町長答弁のとおり、議員からご心配並びにご指導いただいた事項やキラかんの趣旨等については、理事会等の場でしっかりと伝えてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、かんらの湯への入館者増を図るための取り組みについてであります。ここ何年かは毎年入館者が前年割れの状況が続いておりましたが、昨年10月ごろから増加傾向に転じ、前年同月比で500人前後、直近の2月は1,000人を超える増加と聞いております。また、今月中には入館者が記念すべき150万人目を迎えると聞いております。これは、観光キャンペーンによる波及効果が既にあらわれているのかもしれませんが、指定管理者によります近隣観光施設等への地道な誘客チラシの配布活動により、町内外のお客さんが徐々に戻りつつあるのかもしれませんが。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、キラッとかんら観光キャンペーンは、観光施設をPRするだけのものではないと理解をしております。

これを機に、総合福祉センターのような町民のための施設にも光を当て、町民同士の交

流を活発にし、町民に元気を与える施策を関係者が力をあわせて展開していくことが大事だと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議長（吉田恭一君） 江原議員。

◇1番（江原榮和君） 今の答弁で、一応入館者は昨年10月以降増加してきているというのですが、特にどのような取り組みを行った結果、増加傾向にあるのでしょうか。

特別な施策がないまま増加しているのであれば、それがその現状にいつまでも甘えていてよいのかという点を聞きたいと思います。

また、行政としても増加要因を分析しまして、今後のさらなる利用者の増加による収益の改善に向けて指導はしているということですが、その分析の辺ほどのようにしているのでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 健康課長。

◇健康課長（中野哲也君） 再度ご質問をいただきました。

1点目につきましては、具体的な誘客活動についてのご質問でございます。具体的に申しますと、近隣で一番大きな群馬サファリ等がございます。そういったところに、帰りにはかんらの湯に立ち寄ってくださいよといったようなチラシを配布しながら誘客活動に努めているということでございます。

2点目の分析の部分でございます。確かに、人がふえている。単に人がふえているだけで喜んでいいのかというのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。そういった中で、最後に申し上げたように、キラッとかんらという中で、町外のお客さんもさることながら、町内のお客さんについても、いわゆる動きが出てきているのかなど。そういった中で、かんらの湯福祉センター等へ来客するお客さんがふえているのではなかろうかと分析をしております。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 江原議員。

◇1番（江原榮和君） 町内の利用者につきましては、200円ということで、かなり福祉のためにはいいと思うんですけども、いずれにしても収益を上げるためには、町外の利用者さんをふやすことが大事だと思います。今の話では群馬サファリ等においてPRしてということですけども、今回のキラッとかんら観光キャンペーン期間中には、できましたら楽山園等の城下町小幡へ来ておられます観光客に対しまして、帰りにかんらの湯へ立ち寄っていただけるようなチラシ配布やポスター、自前のポスターになるかと思います

けれども、を作成していただきまして、PR活動を行うとともに、キャンペーン後においてもリピーター客を呼び戻せるような、戻していただきまして収益改善に努めていただきたいと思います。

また、町当局といたしましても、引き続き入館者の増加に対します適切な指導を行っていただきまして、より一層の健全な福祉センター運営に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 江原榮和君の質問が終了いたしました。

次に、7番柳澤清次君。

◇7番（柳澤清次君） 私は、小幡八幡宮拝殿の天井画の一般公開を願うということで質問いたします。

織田宗家ゆかりの甘楽町がブルーレイより長岡今朝吉記念ギャラリー、十九軒長屋等で町のホームページ等で放映されておりますが、その中に織田家三代信昌公のときに、鬼門封じとしてつくられた八幡神社があります。その神社の拝殿には、さまざまな天井画が描かれており、その中に周囲を見透かし邪気を払っている竜の姿もえがかれています。この天井画は恐らく当時そのままのように思われます。

ブルーレイで放映されているのですから、ぜひ実物が見たいと思う人は大勢いると思います。

そこで、現在一般公開されていればいいのですが、されていないとすればぜひ公開をしていただきたいと思います。町の考え方をお伺いします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 柳澤議員の「小幡八幡神社拝殿の天井画の一般公開を願う」のご質問にお答えいたします。

柳澤議員のご質問にありましたように、小幡八幡宮は織田宗家の守護神として、また小幡陣屋の鬼門封じとして、江戸時代初期に領内の高田村、現在富岡市妙義町にありますけれども、より御神体、本殿とともに移し祭られたもので、拝殿の天井画は平成4年5月15日に町の重要文化財に指定されております。

この質問の一般公開につきましては、所有者が小幡八幡宮でありますので、神社役員の皆様のご理解と慎重な対応が必要かと思っております。その点を踏まえ、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

ご質問は、天井画の一般公開でございますが、その意図は先人から受け継いだ貴重な文化遺産を観光資源として生かした町の活性化にあると解釈をさせていただきます。

しかし、公開に当たっては配慮すべきことが幾つかございます。

まずは、先程教育長からもありましたように、小幡八幡宮の天井画は町の重要文化財でありますので、適切な保存に配慮した公開でなければなりません。

また、ご存じのとおり、小幡八幡宮は無人でありますので、防犯対策などセキュリティ面に対する十分な配慮が必要になります。

このようなことから、公開の可能性とすれば、小幡八幡宮の行事や、また町のイベントに合わせての公開が現実的ではないかと思えます。

現在は、4月の城下町小幡さくら祭り武者行列の祈願式にあわせて、天井画を見ることは可能でございますが、祈願式の円滑な進行等に配慮し、積極的な案内はしておりません。

小幡八幡宮の周辺は、念願のビジタートイレや駐車場など、環境整備が整いつつありますので、今後の公開方法の一例には過ぎませんが、このさくら祭り武者行列の日や、神社の祭礼の日などを一般公開日として位置づけることができれば、楽山園や武家屋敷と相まって、歴史を生かしたまちづくり推進の一翼を担うことにつながると思えます。

いずれにしても、一般公開するためには、まず所有者である小幡八幡宮の役員の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。その際は、議員のお力添えをいただきますようお願いを申し上げまして答弁といたします。

◇議長（吉田恭一君） 柳澤議員。

◇7番（柳澤清次君） 織田宗家というのは、徳川家康より奈良の大和の国ですか。大和の国の3万石、そして小幡の土地の2万石を徳川家康より織田信雄公が拝領した土地です。その中で、一応信昌のときに小幡八幡宮は鬼門封じのために造営されたものと聞いております。こういうことを歴史の中で、こういうふうにできたんだということをこういうポスターみたいなもので知らせるといふか、そういうことをすればもう少し観光客がこれから大勢の人が来てくれると思うんですけれど、そういうときにも宣伝になったりして、小幡の町はこういう町なのかということ、甘楽町のいい宣伝になると思うので、ぜひ大いに宣伝をしていただいて、大勢の人に来ていただくような感じにしていいただければあり

がたいと思います。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） いいですか。柳澤議員の質問が終了いたしました。

次に、10番中里芳久君。

◇10番（中里芳久君） それでは、議長さんのお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

主題といたしましては、町長選への決意表明についてということでございます。

平成24年を迎え、7月には町長選挙があります。町政、あるいは課題を山積され、毎日多忙な日々と思いますが、3期目挑戦への決意表明をお伺いしたいということでございます。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 中里議員のご質問にお答えをいたします。

中里議員には、12月の議会に引き続きのご質問をいただきました。

12月の議会でも述べさせていただきましたが、私は平成20年7月に第2期目の町長に当選をさせていただいて、こうしてきょうまで町長職を務めてこられたのも、議員さんをはじめ多くの町民の皆さまのご指導とご協力をいただいたおかげであり、深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今議会の施政方針でも述べさせてもらいましたが、私のまちづくりの基本理念は、町民の皆さんが等しく安心して暮らせるまちづくりであります。この基本理念により、各施策を実施してまいりました。

特に、財政基盤の確立と誇りある自立を目指した町おこしプランは、多くの皆さんのご理解とご協力をいただき、大きな成果を上げることができ、財政基盤も安定し、町づくりを順調に進めることができました。

これらを含む第4次総合計画、いわゆるGENKIプラン、心が通う元気あふれるまちづくりの計画も、平成23年度をもって終了いたします。

このため、先程議会の議決をいただきました、小さな町でもキラッと輝きのある町を目指した第5次総合計画を策定することができました。

策定に当たり、今日までご協力をいただいた皆さまに重ねてお礼を申し上げます。

ご質問の町長選挙であります。残された任期も少なくなってまいりましたので、今後につきましては、ご支援をいただいております後援会の皆さまや地元の皆さまなど、多く

の皆さまのご意見を伺い、そして相談を重ね、決めさせていただきたいと考えております。

その結果につきましては、時期を見て報告をさせていただきたいと考えておりますので、しばらくの時間をいただければと思います。今回は、町長選挙3期目挑戦への決意を表明とのことでありますが、ご質問どおりのお答えができず、大変申しわけなく思いますが、今後も変わらぬご指導をよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 中里議員。

◇10番（中里芳久君） ただいま余りはっきりしたお答えではないんですが、既に12月におかれまして、私も3期目の町長選となるとこれは半端じゃないんですね。1期、2期というのは、惰性できました。3期目は、非常に厳しくなります。これも、1つは後援会の皆さんとまた支持者の皆さんもきょうお見えでございますので、早速まだあと3カ月、4カ月という勘定じゃなくて、もう既に3期目をやるんだという心構えで、ひとつ前向きな真つすぐ進んだ道をお願いしたいと思いますが、今後、支持者あるいは関係者と相談をどのようにするかということでございますが、今後早く早期のうちにやっていただきたいと思いますが、その点どうですかね。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇10番（中里芳久君） 再度の質問をいただきましたけれども、先程申し上げましたように、時期を見てご報告をさせていただきたいと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければ大変ありがたく思っております。

◇議長（吉田恭一君） 中里議員。

◇10番（中里芳久君） しばらくというのは、ちょっと言葉が生ぬるいと思います。はっきり、お願いしますとか、そういう言い方でお願いしたいと思いますよ。なぜかと言うと、あと3カ月ぐらいすぐたちますから。中には、まだ町長、表明、余りはっきりしないなというと、世間ではそのポストを狙う人もいますからね。これは油断できませんよ。

今後も、楽山園の竣工式、またギャラリー館のオープニング等もございます。また、大変4次計画、5次計画、総合的に出してまいりましたが、特に3月、4月は町長さんも忙しいと、特に忙しいというようにお言葉をけさいいただきました。全くそのとおりでございます。まず、健康には留意していただきまして、一生懸命町の発展のために頑張っていたきたい。それで、早期に相談を支持者あるいは関係者をお願いして、早く早期に手を打

った方がいいと思います。よろしく申し上げます。終わります。

◇町長（茂原莊一君） 大変ありがとうございます。

◇議長（吉田恭一君） それでは、中里議員より温かいエールがありますので、町長もそのつもりで汲みおきいただいて、結論を出していただきたいと思います。

中里芳久君の質問が終了いたしました。

一般質問が終了いたしました。



○字句等整理委任の件

◇議長（吉田恭一君） 平成24年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会に当たりあいさつの申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、平成24年第1回の定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今議会の定例会では、平成24年度の一般会計及び特別会計、水道事業会計予算、第5次総合計画をはじめとする30の議案と2件の同意案を上程申し上げましたところ、それぞれ慎重にご審議をいただき、すべて原案どおりにご議決、ご同意を賜りまして、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

議案審議の過程でお寄せをいただきましたご意見、ご提言等は常に念頭に置いて、今後

の町政執行に当たりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどお願いを申し上げます。

さて、ご案内のとおり、キラッとかんら観光キャンペーンが3月1日から始まりました。議員の皆さまにも、広報宣伝にご協力いただきましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

来週の24日に挙行する国指定名勝楽山園の竣工式については、平成14年度から10年という歳月をかけて復元整備をしてまいりましたので、記念式典のほか、民俗芸能の披露や山車の競演、楽市楽座と銘打った農産物や特産物の販売等、全町を挙げてのお祭りを予定しておりますので、多くの町内外の皆さまにお越しをいただきたいと考えております。甘楽町が一番輝く春に、甘楽町を広くアピールし、観光客誘致に努めるとともに、町の活性化を図ってまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

間もなく桜が開花し、春爛漫の季節を迎えます。平成24年度は、新総合計画かんらプラン輝きのスタートの年ですので、本町の新しいまちづくりの幕開けとなります。この新しい総合計画の推進により、「甘楽町に生まれてよかった、住んでよかった」と思われるまちづくりを進めてまいりますので、今後も議員各位のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日は大勢の皆さんの傍聴をいただき、3月議会最終日を迎え、無事終了することができました。傍聴者の皆さまにも、厚く心からお礼を申し上げます。

この時期、健康にはくれぐれもご留意いただき、ますます皆さまはご活躍賜りますようご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。



○議長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月6日に開会されました今期定例会も、議員各位をはじめ執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力を賜り、本日無事閉会することができますことに対し厚くお礼を申し上げます。

今回、上程議決されました平成24年度一般会計予算においては、財政健全化の取り組みをはじめ、子育て支援と福祉医療充実の取り組み、農林、商工、観光振興の取り組み、生活環境、教育文化施設充実の取り組み、及び住民協働のまちづくり等が基本方針として

予算計上されました。財政が非常に厳しい中であって、大変とは存じますが、町民が安心して暮らせるまちづくり、そして元気の出るまちづくりを実現していただきたいと思いません。

平成24年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算、今後10年間のまちづくりの基本方針である第5次総合計画、条例の制定及び改正、平成23年度補正予算、人事案件など、重要な議案を多数、終始熱心にご審議をしていただきました。おかげさまをもちまして、上程されたすべての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。執行各位におかれましては、安定した自主財源の確保と財政の健全化が求められる中、今後の執行に当たっては適切なる運用をもって進められ、町民生活の安定並びに住民福祉の向上を図るために、一層の努力をいただき、より効率的な予算執行に努められることをお願い申し上げる次第であります。

3月24日の国指定名勝楽山園の竣工を契機に、キラッとかんら観光キャンペーンが5月末まで開催されます。きらっと輝く町の観光の基盤づくり、真心とおもてなしで大いに町の活性化につながると期待をされます。

4月には、甘楽さくらウオーク、さくら祭り武者行列やさくらマラソン大会等の観光キャンペーンがにぎやかに開催されます。一日も早く景気が着実に回復し、社会全体に明るい展望が開けますよう、願うところであります。

なお、本日は町内外より大勢の皆さまに傍聴いただきました。議員も志を持って過ごしてもう1年たつわけですが、こうした励ましが議員の活力になるわけですので、今後も引き続き関心を持って応援をしていただくようよろしくお願い申し上げます。

最後に、甘楽町のますますの発展と参会の皆さまのご多幸を祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。



○閉 会

◇議長（吉田恭一君） 以上で、平成24年第1回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 吉 田 恭 一

署名議員 山 田 邦 彦

署名議員 江 原 榮 和